

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の原子力科学研究所の原子炉施設保安規定及び核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請に関する面談

2. 日時: 令和4年9月15日(木)14時30分～16時00分

3. 場所: 原子力規制庁10階会議卓 ※TV会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

金子安全規制調整官、島村主任安全審査官、本多主任安全審査官、

高橋安全審査官、井上安全審査専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 保安管理部 品質保証課 技術副主幹 他10名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 提出資料

- ・原子力科学研究所 原子炉施設保安規定及び核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請について
- ・周辺監視区域に業務上立ち入る者に対する実効線量について
- ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所 原子炉施設保安規定と原子炉設置変更許可申請書との整理表
- ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所 原子炉施設保安規定と審査基準との整理表
- ・保安規定に規定すべき事項の確認表(放射線管理)(周辺監視区域の変更に伴う保安規定の変更)
- ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所 核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
- ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所 核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表
- ・保安規定に規定すべき事項の確認表(放射線管理)(使用変更に伴う保安規定の変更)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい。規制庁の恩田ですよろしくお願ひいたします。本日はですね先日の8月31日付けで、
0:00:10	原子力
0:00:12	科学研究所のですね原子炉、
0:00:15	に係る保安規定と、あと核燃料物質の使用施設に係る保安規定の変更認可申請が提出されてますので、その編、審査の一環ということで面談させていただきたいと思ひます。
0:00:28	どうぞよろしくお願ひいたします。
0:00:30	事前にですね面談資料っていう形で減少機構さんからはいただけてますので、
0:00:40	その資料に基づいたご説明をいただきたいんですけどもまず最初の説明っていうのは
0:00:45	試験の半年をはね共通の変更内容であります周辺監視区域の変更に係るところから、
0:00:52	よろしくお願ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。よろしくお願ひいたします。
0:00:57	はい。原子力機構の福嶋です。よろしくお願ひします。
0:01:01	今、資料共有させていただいてるんですけども、こちらご確認できてますでしょうか。
0:01:08	はい。はい見えてます。
0:01:10	こちらの資料はですね、将来的には、
0:01:14	県版の審査会合で、
0:01:18	したいよというような作りになっております。今回におきましては、使用施設の保安規定というところも名前が書いておりますけども、審査会合の方は、その辺は削除させてもらうようなつくりとなっておりますのでよろしくお願ひします。
0:01:33	あとこちら内容説明させていただきまして、次のページ目次としてですね、
0:01:39	今回原子炉の方は周辺監視区域の変更立てとなっておりますので、第2編管理というところを変更させていただきます。
0:01:49	いじめディックなぜとこれまでの題名にありますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:53	省略をさせていただきたいと思います。
0:01:56	エラー、
0:01:57	資料で3ページとなっておりますけども、照会第2発電所の工事進捗に合わせた周辺監視区域の変更ということですね、これまでの審査会合でも説明してきていただいて、させていただいてはいるんですけども、
0:02:13	原燃さんの方ですね、工事の進捗にあわせて、
0:02:17	我々の方でも、許可の選考を、またその時その時で保安規定の方で、エリアの変更をかけてこれまで対応してきたわけですけども、
0:02:29	その内容を簡単に説明した
0:02:33	体制となっております。
0:02:35	ここは毎回ちょっと説明させていただいてるんで、省略をさせていただければと思います。
0:02:42	次のページが今回の変更に係るところを記載しておりますので、説明させていただきます、いただきます。変更の概要としまして、周辺監視区域は、
0:02:52	東海第2発電所の工事進捗に合わせて段階的に変更する必要があると。
0:02:58	変更の都度、編集部施設保安規定及び組合の部署、使用施設等保安規定にて設定する、周辺監視区域について認可を受けている。
0:03:08	当初、周辺監視、
0:03:10	変更は4回として、
0:03:13	安全性向上対策工事の作業用地確保が必要になったことで、
0:03:19	今回、第4、4回目として追加して、経営効果
0:03:24	安全性向上対策、工事の作業用地は、
0:03:29	躯体工事に伴う鉄筋の組み立て作業、コンクリート打設のために、型枠の組み方作業及び、
0:03:37	各工事に伴う、
0:03:39	建設は、程度、1社ですね、一時的な借り受けばと。
0:03:44	等として、利用される。
0:03:47	今回の検証事業につきましては、安全対策工事完了に伴いまして、再度保安規定の変更認可申請を行いまして、
0:03:57	その認可をもって、変更前のうちに復旧するものになります。
0:04:02	5ページになります。これまでの主

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:06	周辺監視区域変更の実績
0:04:10	ということになりますけども、この5ページにあります、第1回目と第2回目につきましては、すでに変更したものとなっております。
0:04:21	そして6ページになりますが、第3回につきましては、8月5日にですね、認可をいただきまして、すでに変更するということになります。
0:04:31	第4回が今回の申請内容ということで、
0:04:34	このページで言いますと、大下さんのですね、原電さんと原科研の間の甲府一部のエリアがあるんですけども、
0:04:43	安全向上対策工事を行うということで、ここに産業用地を確保するための、周辺監視境界の変更を行うものとなっております。
0:04:55	これが終わりましたら、
0:04:57	次のページ、7ページの方では、これが最終段階になります。えーとですね、許可でいただいております、敷地境界等、周辺監視、
0:05:09	区域の境界等に合わせましてですね、その後に、最終形として、復旧するというものとなっております。
0:05:21	監視区域の図面に関しては、以上になるんですけども、今回の変化を平常に伴います被ばくの評価をしておりますので、こちらの確認をお願いします。
0:05:33	上、運転時及び事故時の被ばく評価としまして、液体廃棄物の放出による一般報酬の被ばく評価については、
0:05:43	評価以外に、
0:05:44	1、一般公衆ですね、今日中の可能性を考慮した陸側で、
0:05:50	2点、実施しています。
0:05:53	第4回申請で変更される支援カンシンキ強化につきましては、隣接する東海第2発電所の中心は監視区域が設定されております。
0:06:04	引き続き、周辺監視区域として管理されているから、
0:06:08	されていることから、一般公衆が居住していないため、町会への影響はない。
0:06:16	業務上立ち入る者の被ばくなんですけども、一般公衆の被ばくは想定されませんが、当該周辺監視区域に業務上立ち入る者に対する研修を科学研究所の
0:06:29	各施設からの実効線量を次の条件で評価します。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:34	四つ目に、原子炉設置変更許可申請書及び核燃料物質使用変更許可申請書に想定する。
0:06:42	一般報奨に対する基盤Ⅱ経路のうち、周辺監視区域に業務上建てるものに、
0:06:49	想定できる経路について評価する。
0:06:53	二つ目に、居住が禁止されているこのことから、評価時間を年間として評価する。
0:07:02	三つ目に、今回の申請で変更する周辺監視区域境界における各施設の評価結果に対して、一般公衆に対する各施設の評価結果が、
0:07:15	その結果を対応
0:07:19	次のページは、税務上立ち入る者の被ばくの照会結果になりますけども、
0:07:25	上にあります表が減少施設の表となっております。こちら、気体廃棄物として、放射性希ガスが、J R R 2 で 4.5 マイクロシーベルトパーイヤー、
0:07:38	エネットでは 0.6 掛け、2.26 マイクロシーベルトパーイヤー、トリチウムとして千原刷りから 4.8 ヶ月の -20 億。毎年ウエットパーティーが考えられます。
0:07:51	ということで合計が 4.9 になります。
0:07:54	革命の使用施設におきましては、失礼 41 条該当年該当で分けておりますけども、該当におきまして、特設線及びスカイシャインの分斜線で、
0:08:06	64.1 マイクロシーベルトパーイヤー、
0:08:09	非該当の方で 9.63 u S v % になると。
0:08:14	気体廃棄物から出てます。はい。
0:08:17	ものとしまして、吸入摂取が 41 条該当で 6.5m S v ファイヤー。
0:08:24	伊賀伊藤で 3.6 ページのマイナス 2 乗 m S v / d a y
0:08:29	放射性分で、2.48、2.4m S v パーイヤー、
0:08:34	機械等で $4 \times 10$ のマイナス 8 乗、毎年上とか、
0:08:40	地表沈着におきまして、41 条該当で 5.2 u S v f a r
0:08:46	被害等で $3.5 \times 10^{-1}$ 。
0:08:49	ではファイア、これらを合計しまして 88.1m S v F I R E と出ました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:55	以上のことからですね、年間の実効線量は最大でも約 93mSv とありまして、法令、法令で定める周辺監視区域外の
0:09:05	一般公衆に対する線量限度に比べても十分小さいということで評価しました。
0:09:11	この資料につきましては以上になります。
0:09:19	はい。規制庁の本田ですありがとうございます。
0:09:21	まだ、
0:09:23	遜色があるんだな。
0:09:24	或いは、ここで、
0:09:26	ありますのでもう一度 1 枚の方もやっちゃいます。もう 1 枚、これが、
0:09:34	合わせて、はい。規制庁の方で合わせて縦書きのやつですよ。
0:09:39	はい。そうですね。はい。それもあわせてお願いします。
0:09:43	はい。
0:09:44	これ、
0:09:52	それでは周辺監視区域に、
0:09:55	業務上立ち入る者に対する実効線量という資料を広げておりますけど、共有できてますでしょうか。はい。見えます。
0:10:02	はい。
0:10:03	それから内容を説明させていただきます。
0:10:06	今回変更する周辺監視区域境界には、隣接する東海発電所及び東海第 2 発電所の周辺監視区域が、
0:10:14	通り、当該中期は引き続き、
0:10:17	東海発電所及び東海第 2 発電所の施設に関して、
0:10:21	管理されることから、
0:10:24	あれないが、今回変更する周辺監視区域に業務上立ち入る者に対する、原子力保安研修所の各施設からの実効線量を次の条件で超過したということで、
0:10:35	こちらは先ほどの中でもありましたけども、減少設計、
0:10:40	ここで各値を、
0:10:42	そして、使用変更許可申請書に想定する一般大衆公衆に対する被ばく経路のうち、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:50	周辺監視区域に業務上立ち入る者に想定できる制度について評価する。
0:10:55	で、居住が禁止されていることから、評価時間を 2000 時間 p e r 年間という評価。
0:11:03	今回の申請で変更する、周辺監視区域調査における各施設の評価結果に対して、一般報酬に対する、
0:11:12	評価結果が、
0:11:14	の場合は、その結果を、作業します。
0:11:19	次のページにつきましては、
0:11:23	減少率です。
0:11:26	平成 30 年 11 月 7 日付けで、現地発第 18、11076 号をもって、
0:11:34	変更許可を受けた原子力艦研究所の、
0:11:38	原子炉設置変更許可申請書
0:11:40	添付書類 9。
0:11:42	変更後における核燃料物質等による放射線被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に関する説明書を基本し、稼働している J R R 水及び N S R R から、
0:11:56	営業運転時に放出される気体廃棄物中の放射性物質括弧放射性希ガス及びトリチウムカップによる、
0:12:06	日本線量について評価する。なお、添付書類 9 に記載のある気体は
0:12:13	放射線ヨウ素による実効線量は、N S R R の核燃料物質、
0:12:19	使用施設等からの放出であることから、(イ) 使用せんですね、ぜひ評価いたします。
0:12:25	ランクについては、年間の気象データを考慮すると、
0:12:30	不凍からの運行頻度が高かったオープン。
0:12:34	参考図に示す、一般公衆に対する評価点が評価点 1 より、外から一般報酬に対する評価結果が保守的と考えられる。
0:12:46	N S R R については、年間積算取得がきちりだと。
0:12:51	原子炉容器んの、放射性希ガスの生成量が極めて小さく、
0:12:55	今、
0:12:56	加古委員でも、評価している実験物、金の放射性希ガスが主であり、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:03	検証皮膚科の両脇費用は極めて小さいと考えられるが、保守的に添付書類 9 の評価結果を採用。
0:13:12	この表の中確認いただきますと、まず、被ばく経路としまして、
0:13:18	今回の評価と、添付書類の方を並べて記載しております。まず、気体廃棄物におきまして、放射性希ガス、
0:13:27	は、J R R 水と N S R から、それぞれ 4.5 と 0.26。
0:13:34	J - R 法におきましては廃止段階にかね、評価に入れておりません。
0:13:39	その下にですね、トリチウムにおきましては、J R R III から 4.8 掛け 10 のマイナス 2 乗、毎年 $\beta \phi$ ということで、知らずの廃止措置が下にありますので、ちょっと引いておりません。
0:13:53	研究から、そのままですね、持ってきた値となっております。
0:13:59	機械廃棄物要素を除きましては、今日、居住をしていないということですね。こちらは、
0:14:07	今回評価には入れておりません。
0:14:10	これは開業会員内容物の方から摂取止めるということで、今回は評価に入りません。
0:14:18	佐瀬様そうですね、こちら、N - S から出ますけども、使用施設からの許可ということで、加古委員の方で評価するということで、ここの発足には入りません。
0:14:29	合計もちまして、4.9mS v 場合ということになります。
0:14:35	なお原子炉からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線については、
0:14:41	人の居住の可能性のある原子力科学研究所、
0:14:45	敷地境界外において、年間 50 マイクログレイになるような謝礼としております。
0:14:52	続きまして、井野核燃料物質使用施設等です。
0:14:57	平成 30 年 12 月 14 日付電気 1 発第 18-3 号をもって、
0:15:04	仕様変更許可を受けた各原子力科学研究所の核燃料物質使用変更。
0:15:11	申請書の
0:15:12	添付書類 1、先方における法第、
0:15:16	第 2 号に規定する
0:15:18	商品等の位置、構造及び設備の基準に対する

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:22	適合性に関する説明書を基本としまして、
0:15:25	各核燃料物質使用施設等によって、より放出される。
0:15:30	ヒライ廃棄物中の放射性物質による実効線量並びに確認。
0:15:36	各核燃動物使用施設等からの直接線及びスカイシャイン放射線による事故。
0:15:45	再評価施設以外の施設、
0:15:48	各施設から居住側の、
0:15:51	A I I 変換し区域境界における一般公衆に対する評価点が評価点 1 より近いこと、または、実効線量への寄与が極めて強いレセプト等から、
0:16:02	一般公衆に対する支援課長。
0:16:05	評価結果凝縮水
0:16:09	次の 3 ページに、再評価、
0:16:11	A の表について説明します。
0:16:14	評価施設。
0:16:16	シンプル 1 の 1000 円ちょうどこう計算方法及び計算パラメータをもとに、6%、1 における移行線量を再算出しております。
0:16:31	表です。こちら、
0:16:34	まず I I 両方に実効線量として、直接線、及び会社員の方は、
0:16:42	気体廃棄物の 7 ページということで、さらには
0:16:46	再評価した施設は、燃料試験施設、
0:16:50	N S R R が、このへん評価点に対して、
0:16:57	その他の 41 条該当施設と、41 条非該当施設については、合計というあたりで、渡瀬いたします。
0:17:07	接点、
0:17:10	あれってことで、
0:17:11	指導して、
0:17:13	の方から、34 名 u S v パーティーで保管廃棄ですか。
0:17:19	マイクロチップ。
0:17:21	いや、
0:17:22	機械廃棄物の方から吸入摂取、6.1 放射性が 0.
0:17:29	69 から地表地域沈着で 3 点だろうということになります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:34	同じように、1年から2.5ヶ月のマイナス3乗。
0:17:39	0.24、
0:17:41	0.14。
0:17:43	1.7、0.39%になります。
0:17:46	その他、I & E 障害等ですけども、1.9、0.11、0.25。
0:17:53	1.1 掛け 10 のマイナス 3 乗。
0:17:57	意外とにおきまして、5.4
0:17:59	4.2。
0:18:00	3 て 6 ページのマイナス 2 乗
0:18:03	4、
0:18:04	K - 85、
0:18:08	これらを合計待ちまして、88.1 という結果になりました。
0:18:14	もう比嘉にいまして、
0:18:18	ええ。
0:18:19	減少施設等の核燃料物質使用施設等を合計した年間の実効線量は最大でも 9 磁石 93m S v であり、
0:18:29	法令で定める周辺監視区域以外の線量限度に比べても十分小さいということを確認しました。
0:18:38	最後のページは、
0:18:42	ばいいんですね、我々が
0:18:45	被ばくの際に、有効性の評価知見を
0:18:51	受けたものになりますけども、
0:18:58	埠頭の課税画面で増えておりまして、それに対して、周辺監視区域、
0:19:04	評価点は、このような位置になってるということでの紹介の質問になっております。
0:19:13	以上になります。
0:19:16	はい。規制庁の本田です。ありがとうございます。それでは規制庁は何か。
0:19:21	コメントとか質問あればお願いします。はい。
0:19:25	泉谷規制庁シマムラセ、私の方から、すみません何点か確認。
0:19:31	せていただきたいと思います。まず

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:34	最初の方の資料の
0:19:41	4、
0:19:42	ページ、
0:19:43	いいですか。
0:19:46	三つ目のところで、一時的な借り受けば、
0:19:50	今日として利用されるって、
0:19:53	あるんですけど、この一時的とあるのは、大体どのくらいの期間を、
0:20:01	考えている。
0:20:03	どうでしょうか。
0:20:07	基本的にはこのGがですね、約1年、
0:20:11	露頭。
0:20:13	考えておりますので、その期間内ということで、見ていただければと思います。
0:20:18	Gが、
0:20:22	1年ぐらいかかるのでそれーが終わるまでということでしょうか。
0:20:29	そうなります。
0:20:30	はい。
0:20:31	ウワーか工事の会強い時期とかは決まってるんでしょうか。
0:20:38	今、原電さんから伺った原子力機構フクシマです。
0:20:44	原電さんから伺っているのは、可能であれば、来年の1月から工事を行いたいということで、聞いております。
0:20:54	はい。
0:20:56	わかりました。はい。規制庁嶋村です。はい、わかりました。そうすると、1年ぐらい。
0:21:06	の、
0:21:07	間の措置ということで、
0:21:12	工事が終わったらまたもとに、
0:21:15	戻すんだらうと思うんですけども、そうしますと何か
0:21:19	何て言うんすかね、仮のフェンスとかそういう、
0:21:24	何ていうんすかね
0:21:26	簡単に乗り越えられてしまうとかですね、そういう簡易な、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:32	そっち。
0:21:35	になってしまうのではないかなというふうに思うんですけどそういうことはなくて、現在と同じような、
0:21:43	しっかりとしたフェンス。
0:21:48	そこ。
0:21:49	1年ぐらいの間ですけれども、机、
0:21:52	るということによろしいんでしょうか。
0:21:58	小福嶋です。はい。こちらですね、認可を受けた後にですね、しっかりとした点数を設置した上で、今までの現行の主計の方に、
0:22:12	ありがとう。
0:22:13	提供して、工事に使用するとか、
0:22:17	またですね、戻す際には、現行の位置に改めて戦争を付け直しまして、今回広げたエリアの部分の点数は、結局、
0:22:29	というようなことで進めさせていただきます。
0:22:34	はい。規制庁下村ですはい。
0:22:38	わかりました。はい。それから、
0:22:42	杉井なんですけれども、
0:22:46	昆
0:22:49	最初の方の資料の8ページに、
0:22:56	一般公衆の、には影響ないという、
0:23:02	ふうに書かれてますけれども、
0:23:06	これはあれですね
0:23:10	今回
0:23:16	機構さん側の
0:23:20	敷ちいであったところから原電、
0:23:25	あったところを原電さん側にちょっとずらすという境界をずらすということだと思っんですけども、
0:23:34	ということで
0:23:36	相手が元で、
0:23:39	原電さんということで、特に
0:23:42	一般公衆、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:47	ではないということで
0:23:48	一般公衆の影響はないということだろうと思うんですけども、
0:23:57	はい。報告します。おっしゃる通りです。我々と同様にですね、原電さんの方もこちら式、周辺監視区域境界として、
0:24:07	取り扱っておりますので、一般の方は入れないと、一般公衆の方は入れないというふうなことになっております。
0:24:13	はい。
0:24:14	はい。
0:24:16	はい規制庁下村さんありがとうございます。それからですね
0:24:24	二つ目の方の資料に、
0:24:28	関係するんですけども
0:24:30	今回この業務上立ち入る者に対する実効線量を出してるんですけども、
0:24:36	こちらはあれですかね
0:24:42	そこに立ち入る。
0:24:45	業務上立ち入るものっていうのは、
0:24:49	工事されるのは原電さんの方だと思うんですけども、工事をされる原電さんの、
0:24:57	人のことを、
0:24:59	この業務上立ち入る、どういうふうに、
0:25:03	言ってるんでしょうか。
0:25:06	現職フクシマです。おっしゃる通りです。こちら、原電さんの方で、工事で入られる方を念頭に考えております。
0:25:16	うん。
0:25:17	そうすると、だから
0:25:20	あまりこの今回のこの
0:25:25	機構さんの線量許可とかでやられてる線量評価と、
0:25:31	今回、この
0:25:32	業務上立ち入る者の線量評価を直接、
0:25:37	関係はないけれども念のためにやっているという、そういった位置付けでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:46	はい。これまでの周辺監視区域より約 50 メーターほどですね、原科研のなかーに、周辺監視区域の、
0:25:58	境界が入りますのでこの部分の評価を、
0:26:02	もう一度ということになります。
0:26:10	はい。成長します。それ
0:26:14	この資料の最後のところで、
0:26:18	3 ページ目の一番下のところに
0:26:22	法令で定める周辺監視区域外の線量限度と比較してるんですけど、これって、何でこの、
0:26:32	周辺監視区域外の線量限度と、
0:26:36	比較。
0:26:37	してるんでしょうか何か業務上、
0:26:40	の、
0:26:44	ものであれば別の値と比較しても、いいと思うんですけど。
0:26:57	業務従事者の線量また線量限度は、別にあると思うんですけども、なぜこの
0:27:06	この一般校舎の赤井と、
0:27:09	比較しているのかということなんですけど。
0:27:12	現象機構の福嶋です。こちら我々原科研の従事者であれば、そのような評価を載せることが欲しいなと思うんですけども、
0:27:22	今回、原電さん側の所従事者ということですね、あくまでも
0:27:30	我々の従事者ではないということでこのような形で載せさせていただいております。
0:27:43	はい。
0:27:53	そうだね。
0:28:07	あ、すみません。ちょっと今のご説明の意味がよくわからなかったんですけども、業務上立ち入るものという。
0:28:16	意味では、原電の従事者だろうが、JAの 11 だろうが、
0:28:22	変わらないんじゃないかなって気がするんですけども、そこであえて色をつけてる理由は何でしょうか。
0:28:50	聞こえてる。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:53	これ、少しちょっと、
0:28:56	お待ちください。はい。
0:29:33	原子力機構フクシマです。
0:29:35	こちらですね、やはり従事者巡視従事者でも、我々原科研の方で管理している従事者ではないということになりますので、
0:29:45	あくまでも一般公衆との比較ということを使わせていただいたところです。
0:29:54	すみません全く意味がわかりません。
0:29:58	なんで一般公衆と従事者比較して、下源田から一般公衆の、
0:30:05	ああいう、これ皆さんの今の説明は理解できるんですか。
0:30:25	んか。
0:30:27	原子力機構フクシマです。これ。
0:30:29	あくまでも、我々、何か資格、
0:30:32	することによってわかりやすくなるかなということ追加したんですけども、その比較が不要だということであればですね、一応削除してしまうって問題ないかと考えております。
0:30:54	わかりました。あんまり意味がないということは確認できましたので、それをあえて
0:31:01	削除するまでもないので、このままで結構です。
0:31:06	原子力機構フクシマです。ありがとうございます。
0:31:39	規制庁嶋村です。すいません。私の方から最後になりますけど、原電さんのですねこの今回のこの、
0:31:48	周辺監視区域の変更の保安規定はですね、今年の6月に申請されておられるようなんですけども、今回機構さんの方は、8月ということで、
0:32:01	ちょっと若干、2ヶ月ほど時期にずれがあるんですけども、この時期がずれた。
0:32:07	理由で何か、
0:32:09	ございますでしょうか。
0:32:12	はい。炎症-フクシマです。こちら第3回の申請がですね3月31にさせていただいて、その中でですね、同じように包丁系の設置に伴います、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:26	周辺監視区域の変更が入ってございました。これ二つ重ねるのは良くないであろうということですね、こちらが8月5日に認可されましたので、それを待って申請したということになっております。
0:32:40	現在さんの方でもですね、現在山王審査、規制庁の審査の方に確認した上で申請しているんですけども、その点問題ないというようなことで、対応いただいているということで話は聞いております。
0:32:58	うん。
0:33:42	規制庁シマムラシ機構さんの方は3回名を、6月の段階では
0:33:50	まだ申請中、申請中審査中ということだったんだらうと思うんですけど、現連の方はこの3回目に相当するもの。
0:34:01	というのはなかった、ないんでしょうか。
0:34:05	はい
0:34:07	福嶋ですけども、この3回目のところ、防潮てにそ、
0:34:13	我々の原科研の方では変更かけたんですけども、原電さんの方ではですね、自分たちの
0:34:22	実際に発電所がある敷地から、この北地区側のところ、すべて周辺監視区域内に入っております、喜多地区は、我々原科研等を共有してるんですけども、
0:34:35	向こうとしてはですね、全く変更がかかる場所ではなかったということになっております。
0:35:00	現在、見えてるページのこの上の図で言いますと、
0:35:05	3回、このような形で、防潮等に沿ってやらせていただいたんですけども、
0:35:10	原電さんは、もうこの辺からですね。
0:35:13	こちらすべてが周辺監視区域というような扱いとなっておりますので、
0:35:18	檀山塊に該当するような変更はありませんでした。
0:36:09	あ、規制庁兼子です。今のご説明はよく理解できなかったんですけども、
0:36:15	まず事実関係せ、整理ですが、周辺監視区域の変更の回数は厳然とJ Aで違うんですか。
0:36:25	J Aは5回で健全は4回なんですか。
0:36:32	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:37	原子力機構のアワと申します。フクシマの全員でこれを担当しておったものでございます。
0:36:46	週刊誌区域のもともとの境界のがですね原電と原子力科学研究所でですねかぶっているところとかぶっていないところがありまして、
0:36:57	今回申請している機構の第4回というところは原電の協会も同じところに設定されていまして、
0:37:08	で、
0:37:09	ここを切り替えるときは同時に認可を終えて施行する必要があるという業界になってございます。
0:37:16	一方、第3回のところで切り換えたような境界の部分はですねここに原電の周辺監視区域境界というものは設定されておりません。
0:37:27	あくまでも機構の協会のみということです。機構と原電との境界というだけのものですので、
0:37:34	ここについては機構のに保安規定の認可を持って施工しているというものでございます。
0:37:44	ただ、資料に、原電さんの境界図を載せていた方がわかりやすかったかもすいません、申し訳ございません。
0:37:57	今画面で共有していただいている。
0:38:02	変更。
0:38:05	済みの赤い部分なんですけど、
0:38:08	そこワー
0:38:15	うる。
0:38:16	はい。ご説明いたします。周辺監視区域、どういう性格の周辺監視区域かと説明いたしますとこの赤い部分ですが、変更前は、
0:38:28	原科研の周辺監視区域、かつ、原電の周辺監視区域だったものを、変更後、現在は原電の
0:38:39	五味の周辺監視区域になったという理解になります。
0:38:45	規制庁金子です。
0:38:47	今の形はJ Aと原電の週は、周辺監視区域がラップしているところがあったということですか。
0:38:55	はい。ラップしているところがございます。どうソーランですか。
0:38:59	今もですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:01	はい。今もございます。
0:39:05	そういうことですかーなら何となく理解できるかもしれない。
0:39:14	現在、第3回目の方はラップしてるところを一部、原電の立場から言う とね、ラップしてるところ1一部、
0:39:22	ジャックしてるところを一部削っただけだから、もともとのラップルー ルの削り資料っていうかそのラップしてる範囲を、
0:39:32	置いてないってことなんですね。
0:39:34	その通りでございます。
0:39:39	了解。
0:39:43	映像を整理すると。
0:39:45	今回は、第3回審査が終了していない段階で原電が、
0:39:56	今回の
0:39:58	建設土砂の一時立入一時変更の申請を出したと。
0:40:03	ということなんですね。
0:40:06	はい。ご理解の通りでございます。はい。ありがとうございますわかり ました。
0:40:24	規制庁の本田です。
0:40:26	ご説明ありがとうございますちょっと、
0:40:28	今回のその6ページの下の図の今回の申請の登録赤い部分ですけども、 ちょっとこの希望だけ教えてもらっていいかどのぐらいの長さっていう のが、長さどのぐらいの範囲で、
0:40:40	さっき50メートルなんかこう、原科研側に移りますっておっしゃった んだけど、
0:40:45	その
0:40:46	縦方向に50メートル来、これだとへ結構な感じなんですかね。
0:40:52	はい、原子力高フクシマです。
0:40:54	そうです。原科研側に約50メートルですね、若干、五十二、三メータ ーで、幅としては100メートルになります。
0:41:04	500、
0:41:06	ありがとうございます。規制庁の本田です。ありがとうございますそれ で、ちょっともう1回確認だけど今、今、現に建ってるフェンスをも う、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:17	多重面から抜いて、
0:41:19	50 メーター下げたところに置くのか、もうフェンスごと取りかえちゃうのか。
0:41:25	どちらでしょう。今回の変更においては、
0:41:31	減少機構フクシマです。こちらですね、現行のフェンスついた状態で新しく設置しまして、はい。
0:41:38	で、既設のものを外すというような手続きで、だから、一瞬たりともフェンスがない状態は、できないってそういうことか。
0:41:48	はい。わかります。どうもありがとうございます。
0:41:52	ちょっと細かいで標識とかも同じような場所につけていただいて、
0:41:58	周辺監視区域ですよってということで、制限するみたいな、そういうふう
	に理解ですか。
0:42:04	はい。それは守らせていただきます。はい。お願いします。
0:42:15	わかります。そう。はいどうぞ。
0:42:20	弘中。
0:42:25	じゃ、私から、はい。
0:42:30	規制庁金子です。私からも幾つか雑多な話。
0:42:37	今回の 4 回目の変更は当初予定してなかったと思うんですけど、
0:42:45	何でいきなりこういう話になっちゃったのかしらっていう、現在の事情
	かもしれませんけども、
0:42:51	今回の申請に、
0:42:54	急に至った背景を教えてください。
0:42:59	あくまでも前年さんの都合ではあるんだっけ、減少フクシマですけど
	も、あくまでも原燃さんの都合であるんですけども、敷地内での、
0:43:09	は、工事エリアの確保がどうしてもできないということで、
0:43:14	こちら玄関県側の方に依頼があったということになります。
0:43:20	それはもう最初からわかったんじゃないかねえよねえのって気がするんですけども
	そうでもないんですかね。
0:43:27	小福嶋です。その点は、ちょっとこちらからは何とも言えないところです。
0:43:33	わかりました。もしかしたら、ちょっと一時的にお借りするかもしれないんですが
	っていう相談があったらいつごろですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:52	確認の上、後程ご説明させていただきます。
0:43:55	ねえ。確認だともう1回やんなきゃなんないから、
0:43:59	そあれですねそんなに前じゃなくて比較的リリー直前今回申請が8月31日だから、
0:44:07	8月とかは上旬とかそんなようなイメージでいいですかね。
0:44:11	実際には。うん。
0:44:13	転職者ですけれども、実際には去年の
0:44:16	9月、10月にはもうすでに、
0:44:19	対応しようかなっていう話ではあったんですけども、うんでね、イノウエさんと規制庁さんとの間での話し合いが調整がつかなくてですね。
0:44:31	今年度に延びたということになっております。なるほど。私みたいのは昨年度からあったけど本決まりになったのは直前なんですってそういうことですね。
0:44:40	そうなります。はい。
0:44:42	普通、
0:44:43	刀禰阿藤、別な観点で、
0:45:08	ちょっと細かいんですけど、
0:45:10	力、
0:45:14	教科書。
0:45:22	縦書きの実効線量の計算をしてあるA4縦の紙の
0:45:35	これじゃ何かまずこれでいいですか。
0:45:37	そうですね。
0:45:39	それ今回の評価のところろうなんです。
0:45:45	液体廃棄物の要素を除くってところ、今回バーにして居住しないためということなんですけども、これはそもそも右の欄No. 9評価時も居住はしていなかったはずなので、
0:45:58	何で今回は研究の条件を、
0:46:03	実際のものにしてるんでしょうか。
0:46:08	一般、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:11	原子力保科です。こちら研究については、一般公衆に対するものとして記載しておりますのでその点を今回評価しなかったということになります。
0:46:24	そう。
0:46:30	そうする等、これは評価ポイントが違うん。
0:46:38	研究の一般報酬の評価わあ、
0:46:54	小フクシマです。こちら、兵頭駅廃棄物に関しましては、海産物から摂取するという点を評価しておりますので、こちら、
0:47:05	今回は、
0:47:07	海産物摂取しないということになります。
0:47:11	了解。
0:47:14	居住しないため、何かちょっと誤解しました。はい。
0:47:19	そうする等、
0:47:22	その下の
0:47:24	その下の放射性ヨウ素についてはどうかっゅと、
0:47:30	これ。
0:47:32	はい。4層に関しては北井でして、資本審査の方で、
0:47:38	出てくる要素になりますので、井野。
0:47:43	その下ですね。うん。その中で評価しているということになります。はい、了解。
0:47:50	それとあと、
0:47:52	うん。
0:47:59	同じ資料の1ページ目にですね。
0:48:03	評価の条件が書いてあって、評価時間を、
0:48:08	2000時間年間として評価する。だから、
0:48:19	これ一般交渉の場合には、これ2000時間じゃなくて、365日そのまま使うんですけど。
0:48:29	江崎フクシマです。はい。その通りです。365にしない。
0:48:33	で、
0:48:34	なぜ今回2000で評価してるんでしょうか。
0:48:37	8時間掛ける、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:40	5日 a、1週間のうちの5日間、
0:48:44	上げる50週、
0:48:46	といったところで、うん、工事期間というイメージですね。
0:48:50	そのような形です。
0:48:52	はい、梁河相。
0:48:55	あとは、
0:49:11	どうぞ。
0:49:13	今回の実効線量の評価って最大でも93mSvで書いてあるんですけども、
0:49:25	これはどこの評価をしてるかっていうと周辺監視区域境界のところの評価ですか。
0:49:36	関係ないわけです。
0:49:43	検証表を付します。はい。今回、変更。
0:49:47	します。
0:49:48	評価点1とあるんですけどもその中で一番近いところを、今日の境界を、を評価したという結果になっております。なるほど。
0:49:57	うん。
0:50:26	はい私から以上です。
0:50:35	規制庁のホンダです。最後の今の評価点1のところはまあ、だから今回こう、
0:50:41	境界をね、項目下げるからここで評価しましたっていう、
0:50:46	意味の評価点紙であって、最後の4ページ目で下の方にA B C Dっていうバツテンしてあるところ。
0:50:53	ありますけどこれがなんていうのはあくまでも
0:50:58	いわゆる人が住んでいる人たちを、
0:51:01	考えるところが一番、
0:51:04	近いというか、
0:51:06	影響があるというかっていう表っていう点という意味でいいでしょうね。
0:51:12	地方フクシマです。
0:51:14	こちら

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:15	そのような形で一般公衆の評価をするということなんですけども、これ、原子炉の方だけというふうに言っておいていただければと思います。そうですね原子炉設置変更許可申請書でね。はい。わかりました。だから評価検知ってのはあくまでも近いからやっただけです。
0:51:30	いわゆる一般の人たちへの影響っていうのは当然今、
0:51:34	採算小教授、居住区域じゃないっていうから、
0:51:38	この、ちょっと経路が違う評価というか、
0:51:42	いうふうにとらえましたけど、
0:51:44	いいですか。はい、ありがとうございます。
0:51:52	規制庁の本田です。
0:51:58	その辺、この辺はいろんな大丈夫。
0:52:03	はい。はい。規制庁の方でそしたら
0:52:07	周辺監視区域に係るご説明は確認することこちらも以上ということになりましたんでありがとうございます。
0:52:17	引き続きあるんですよ。
0:52:20	都市圏の半分は関係者から
0:52:25	お願いします。
0:52:30	ちょっと次。
0:52:31	いや、
0:52:36	どうもありがとうございます。
0:52:40	規制庁の恩田です。引き続きすみません。よろしくお願いします。
0:52:50	やります。
0:52:51	うん。いや、いや、ちょっとわかりません。
0:52:56	まず、ちょっとどの順番からいきますかってお話をさせていただきたいんだけど、まず一つ目の準最初は、
0:53:03	今日許可し、申請書等の正誤整理表、
0:53:08	これがまず最初、1番目で、ごめん何かありますと原価計算の方で、
0:53:13	説明の都合ってあります。
0:53:16	いや、麻生管理部の石田です。そちら説明。
0:53:21	以前に関しては
0:53:23	お任せいたします。大丈夫わかりました。じゃあ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:27	じゃあ、申請書等の整理表がまず一番というか最初で、
0:53:31	その次が保安規定の審査基準との整理。
0:53:36	それで、最後に、確認表にしましょうか。
0:53:43	はい
0:53:44	原子力機構のCS廃止をいたしますが、募集、
0:53:49	生徒のホンダではそを読み上げる必要全然ないんで、
0:53:54	まず申請書等の整理表の方からちょっと、
0:53:59	施設ごとなのかなこれ。
0:54:01	よろしくお願いします。
0:54:10	はい。本、はい。
0:54:13	研修機構の紙資料です。
0:54:17	まず最初に、
0:54:18	心拍情報、
0:54:21	変更ということで、ご説明いたします。すいません。ごめんなさい。許可他の生後、
0:54:27	教科書申請書等の整合。はい。わかりました。
0:54:34	また、お待ちください。
0:55:15	はい。
0:55:16	原子力機構の椎野です。お待たせいたしました。一番最初に確認了承返金申請書。
0:55:26	はい。ということで、説明いたします。はい。
0:55:29	一番最初なんですけども、報道一緒になった放射線管理に関わることから説明いたします。
0:55:42	こちらなんですけれども、市、
0:55:46	市、認定書で書かれている部分は放射線
0:55:54	添付書類1、
0:55:57	立ち入りの防止のところになっております。
0:56:02	ここで書かれているのは、周辺監視区域公開の選出に、周辺監視区域境界及び定期、
0:56:11	行う立ち入りを区分して、業務上立ち入るものになるように、周辺監視区域以内に立ち入ることを要する措置を講ずるとしております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:25	先ほどの説明もあった通り、終戦乾式を変更する際は、新しいフェンスを作りまして、作った後に、古い、
0:56:37	を外すということを実施するため、周辺監視区域の、
0:56:44	件数が、もうオープンにならない、知的というものは後ございません。
0:56:53	以上が仕様変更とか申請者と、
0:56:58	輸送の説明、放射線関連になっております。
0:57:03	ちょっと規制庁の本田です。ここで図面は、これ、どのタイミングでどうなるっていうのが今までちょっと何回かやってるんだろうけど、
0:57:13	どうなの。
0:57:15	はいこちらの、
0:57:19	2年間の、
0:57:23	施行時期なんですけれども、
0:57:26	新しいフェンスが
0:57:31	設置されまして、ここに
0:57:35	立ち入りを構築方式等を使う例。
0:57:41	まして、ここ、保安規定の方、
0:57:45	施行する、流れになっております。
0:57:50	だから実際に今一瞬あるある間に何に使うかもしれんけど、22年、20になって、その古い方は、もっばらって実際にもう、
0:58:02	広がった。
0:58:03	パンチのフェンスとともになるっていう、0という時である、何日かあるじゃないですか。それが、
0:58:11	それをもって施工するってのわかったけど、その
0:58:14	新許可申請書における図面の変更っていうのは
0:58:21	そのあとの便のどっかのタイミングでやるのか。
0:58:26	売ったらもう全部は1週間、
0:58:28	はい。
0:58:30	原子力機構の椎名です。仕様変更不可申請者の周辺監視区域内の、
0:58:40	図面なんですけどもこちらも、
0:58:43	上にですね、
0:58:45	最終バージョンの方も変更して知ってますんで、はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:54	保安規定の周辺監視区域の平面Ⅱ文
0:58:59	を
0:59:01	購入するということで、こちらの方はもう仕様変更の方はもう
0:59:07	はい、橋場ちゃんとなっております。はい。ありがとうございます。はい、わかりました。
0:59:14	いやあ、じゃ有賀戸澤スタッフの方から、
0:59:17	続けてお願いします。
0:59:24	はい。こちら原子力機構ヒライ 9 になります。ホテルの方の説明に移ります。
0:59:31	次のページ 2 ページ目に移ってもらいまして、使用施設の使用上の制限としましてここでは、第 2 項を、第 3 項の変更を行っております。
0:59:42	第 2 項は、
0:59:45	音材料試験、課長は 1 セルにおいて、使用の目的 1 と目的 2 に係る核燃料物質の同時使用をしてはならないという内容で、3 に関しましては
0:59:57	今までは一部汚染物というものがあつたところに、並びに同発電所内で採取した。
1:00:04	溶融した燃料成分が舗装材を巻き込みながら固化したもの、切り株状燃料及び損傷ペレット、こちら以下 1F 燃料デブリというという形で一部燃料デブリの定義、
1:00:15	をしているのと、あとは、使用する催しをする際に、各主要場所の一部汚染物の放射エネルギーと、使用の法的位置に係る使用済み燃料、
1:00:26	この中に 1F 燃料デブリが含まれますよというような表記の追加になっております。
1:00:31	こちら並びに以降のところは、左のページ、申請書ですね、使用の目的の下三行のところは、
1:00:41	同じように並びにというような記載があります。
1:00:45	次のページに移りまして、
1:00:50	次のページでもこちらでも
1:00:52	一部ネットデブリを含むところは取扱数量のところは一部燃料レベルを含む等の記載があります。はい。
1:00:59	先ほど最初に説明しました 6 条の話なのですが、この 1 加古都築という書いてある行の 2 行目ですね、このただし 1、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:09	ナンバーイッセルにおいて使用の目的に係る核燃料物質等の同時使用を行わないというような記載になっております。はい。
1:01:18	交換作業一部燃料デブリを含むというのは、幾つか記載がありますので、
1:01:24	次のページに移りまして使用目的にですね、
1:01:29	こちらのところで取り扱い方法の2段落目ですね、2ヶ月、同地震を行わないっていうふうな記載があります。
1:01:38	はい。
1:01:39	この5条の説明は以上になります。
1:01:43	で、次のページに移りまして、
1:01:46	こちらはあれですね使用の要素の制限としまして使用済み燃料のところに1燃料デブリを含むというような記載が追加されていますという内容で、
1:01:55	本許可書では5の予定、使用期間及び年間予定使用量のところの使用済み燃料部分1レベルという記載が追加されております。
1:02:08	次のページに移ります。
1:02:11	16条で16条も、先ほどと同じように、同時使用、先ほど同時使用でした。こちらは同時の収納ですね、同一としては、今言ってるような機会。
1:02:21	がありました。あと1分レベル2の追加もあります。
1:02:25	こちら先ほどと同じように、2ページ目、次のページに移ってもらいまして、はい。
1:02:30	先ほど見たものは同じなんですが、1の続きで、第2段落の、
1:02:35	ところの、また以降ですね。はい。また、No.いしてる岡館のピットにおいて使用の目的に係る核燃料物質は同一の率を収納容器によ、容器への収納を行わないというような記載があります。はい。
1:02:52	次のページに移りまして、
1:02:55	こちら長ですね。
1:02:57	貯蔵のところで
1:03:00	このページにはないんですが、その次ですね、すいません。
1:03:04	内容物の物理的・化学的性状の一番下のところに、一部燃料デブリを追加しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:14	以上になります。本文の説明は以上になりまして次に、別表、つまり、
1:03:20	こちら別表のところで変更を行っているのですが、こちらは
1:03:25	許可書の方で、表 2-1、核燃料物質の取扱数量というような記載がありまして、そこの記載に合わせるような修正を行っております。
1:03:45	1 杯。
1:03:48	次のページに移りまして、
1:03:54	別表をですね、こちら記載の適正化で遮へいを漢字に変更したのでこちら本生徒の実態許可書の方に記載がないので、変更、規格対象はありません。
1:04:07	で、次のページに移りまして 12 ページですね。
1:04:10	こちらは、票 8 のところで、年間予定使用量のところで、1F 燃料デブリの数量を記載しております。
1:04:20	こちらは許可書の方で 5 ポツの、先ほどと同じですが、燃料デブリの使用のところで、あとは別添のところで年間予定使用量、0.1 ですね、こちらへとチームリーダー、関田者のところにも記載があります。
1:04:37	はい、次のページに移りまして、
1:04:40	別表。
1:04:45	9、第 9 ですね。
1:04:48	こちらは使用済み燃料のところに 1 燃料デブリを含むというような記載が追加されております。
1:04:55	こちらは核燃料プールの最大収納量の話になりますので許可書本文の、
1:05:01	のところでは 8 ポツの貯蔵設備の話のところで設備の
1:05:07	貯蔵の設備の内容物理的・化学的性状のところに一部燃料デブリが追加されております。
1:05:17	一番下のところですね。
1:05:22	はい。いいです。はい。次のページに移りまして同じく、先ほどと同様に別添 1 のところ 1 年のデブリの記載のところで、核燃料物質の取扱数量として、1F 燃料デブリの記載があります。
1:05:39	最後に移りまして、
1:05:42	放射線監視測定器及び測定箇所というところで作業環境中のというふう
	に直しておりますこちら前回の申請の際に、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:53	7ポツの長野さんの使用施設の設備のところ、ガンマ線エリアモニター、室内ダストモニターの二つに対して
1:06:03	作業環境中のような記載の適正化、記載の明確化です。
1:06:08	二つ対象の明確化を行ってますので、
1:06:11	対応となります。
1:06:17	ご報告は以上になります。はい。規制庁の本田ですありがとうございます。
1:06:22	そのね、
1:06:24	ホンダですけどそのほっとし、材料試験課長が、その同時使用しないって話と、
1:06:32	あと同次長どうしない。
1:06:35	同一、同一
1:06:37	ピットの湯。
1:06:39	同一のピット用集のようけ収納してはならないっていう、この二つの間、制限する。
1:06:47	規定っていうのは確かに許可章のところ、全くね同じ。
1:06:52	文言がある一方で、これ、申請書の項でいうとその下、今の企業間の既認可の保安制の
1:07:03	この別表1にも何か、
1:07:05	注書きであるん。
1:07:07	ことじゃないですかこれ。
1:07:09	はい。
1:07:10	これは、
1:07:13	中が今ねその申請の内容では中学が削って、
1:07:18	ますよね。
1:07:19	はい、そうなりますね。削って何かちゃんと条文化したみたいなそういう認識でいらっしゃるのか。
1:07:27	はい。その通りになります。本当もう、
1:07:31	それで、今の同時使用をしてはならないっていうのと、
1:07:37	ピット用収納容器に収納してはならないっていうのはこれはこの前の6月8日の申請で許可取ったじゃない、もともとありましたよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:48	原子力機構の平井です。もともと許可に入っているものでありまして、本店の方で、別表第1の方の大きな改正を行いますのでその際に、条文に明確化したという形になります。
1:08:03	だから、
1:08:04	それ。
1:08:06	規制庁の本多の別表1っていうのはその何だっけな。
1:08:12	別表1の大きな改正っていうその理由は、障害対策所とか安全対策所。
1:08:18	点も記載を添付のほうに、うちの方に持っていくから、
1:08:25	ですよ。それがまず大きな理由であってその中で同時使用とか導入ちよんどうしちゃいけないっていう制限のことが、
1:08:32	置かれてるからもう、
1:08:34	改めて情報貸したみたいな、そういう理解でいいでしょうか。
1:08:39	はい。原子力機構の平井です。その通りになります。だから、
1:08:44	一応、
1:08:46	私の認識だと6月8日の許可の反映っていう、大きな括りでいうとそれは間違っていないわけですよ。
1:08:56	別表別表第1を、
1:08:59	別表第1の変更したってのはその許可の範囲、許可の中では、許可の中でちゃんとこう、
1:09:06	取り込むっていうことで、
1:09:08	やってるから、主な取り込むため、オリコンために
1:09:13	見直し中の一部が、その同時使用と同時貯蔵駄目っていう
1:09:18	規定が、
1:09:20	別表に書かれて、うん。
1:09:22	はい。延焼機構の平井です。すいません、最後になります。
1:09:26	うん。はい。
1:09:27	この段階でということになります。
1:09:31	それで、
1:09:37	それでねちょっとこれ、1回面談でちょっとお聞きしたところであって恐縮なんだけど今の、
1:09:43	対策所と、障害対策と安全対策書の添付1への、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:48	取り込みってというのは、
1:09:51	これは、
1:09:51	何と、どういう、
1:10:00	どう、
1:10:01	何ていうかな、どういうきっかけで見直しがなされたんでしたっけ。
1:10:08	聞かない。
1:10:09	現状機構の平出。はい。もともと安全対策書等障害対策書に記載されていて、他の施設他施設等も
1:10:22	法律等が変わってどんどんと中に入れてくださいという話になりましたは、変更許可の抜けるような変更申請が遅れてしまっておりまして、今回新しく一部燃料デブリを受けて、
1:10:36	はい。ことで、その際に取り込んでくださいというような、うん。
1:10:43	だから取り込む。
1:10:45	特に
1:10:47	その数字の指数指数で表すとか。
1:10:51	単位の単位を書くところ変えるとかいろいろ変更はされたけど
1:10:56	注意書きのところいっぱい書いてますよね、注書きの部分。
1:11:00	もともとの表のところの注書き、
1:11:02	そうそう。はい。
1:11:04	いっぱいでもね、いっぱい申請書類をたくさん書いたように見えるんだけど、
1:11:10	これは、
1:11:12	これは
1:11:14	とりこ
1:11:16	添付資料。
1:11:18	内に取り込むことによってここで別表に書く意味がなくなっちゃう。
1:11:23	原子力
1:11:25	原子力機構の平井です。別表 1、添付資料、添付書類 1 の方に書き込むにあたって遮へいの項目のところ、今までの中で出た部分を目発刊してます。
1:11:39	対応を明確化してます。なのでこちらから省くというような形で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:44	対応いたします申請書の方のね、申請書の、
1:11:48	申請書の遮へいの方でちゃんと目書してるから、
1:11:52	評価、
1:11:54	はい。その通りになります。
1:12:01	あ、それとね、じゃあ、最後、これとねあれ、あれですわ。
1:12:06	モニターのところの話。
1:12:10	これ確かに教科書で最初管理区域内とかそんな言い方だったんですね。
1:12:17	それを作業環境中のっていう言葉に、
1:12:21	変えておるんだけどこれは、は、何ていうか、
1:12:25	監視対象の
1:12:27	明確化っていう理由ではあるんだけど、これは、
1:12:31	伴氏、管理区域内だと。
1:12:35	明確になってないっていうのはどうしてなの。
1:12:47	原子力機構の平出です。はい。こちらは関心対象は今まで管理区域というふうな記載だったんですが、実際行ってることは、作業環境をしているということ、
1:13:01	やること自体は変わってないのですが、うん。
1:13:04	二つ対象について、管理区域というよりも、その作業をする場所というふうに明確化したいということがありまして、そのような形にしております。作業を管理区域、
1:13:18	作業をする場所。
1:13:21	管理区域の外も一応見てますよっていうそういうことなんで、実際には、
1:13:33	はい。減少機構の平井です。管理区域の外は見てないです。ただ、その管理区域内で作業する場所という形になっております。
1:13:43	管理、
1:13:54	とにかく作業管理区域内っていう言い方やめです。平田君と作業してる場所のモニターは主体してまして、
1:14:01	ということだと思うんだけど、
1:14:04	はい、原子力機構の平井です。その通りそうですよね。そうですよねそう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:10	管理区域だと何で駄目か。
1:14:15	なんで、
1:14:16	なんでこう、はい。
1:14:18	何で管理区域内での作業ですよね。
1:14:23	はい。原子力機構の平井です。はい。管理区域内でも問題はないと思うんですが、その監視を管理区域を監視している。
1:14:33	ルートしているというよりもその作業をする場所を監視しているというふうな、
1:14:38	正しいという認識のもと、変更を行っているところであります。はい。
1:14:45	管理区域内を管理区域内を監視してるんじゃないくて、
1:14:52	何ていうかな。
1:14:57	作業をしている場所なんですね。はい。
1:15:11	ちょっと、ちょっとこれは規制庁の問題ですけど何か難しいのかもしれないけども、エリア費、
1:15:19	範囲、
1:15:21	広がったのか狭くなったのかつつたら、変わらないんですか。
1:15:25	言い方によるだけ。
1:15:27	原子力機構の平出図、今回、変更をしたといっても、そのモニター自体を追加したり、その監視してるエリアに関しては何も変更がないということになります。
1:15:42	当然メディアは、
1:15:44	だからなんていう及び呼び方。
1:15:48	当然わかりますエリアの、別にエリアはね、狭くなったのが広がったって話は当然なって、
1:15:59	思います。
1:16:09	うん。
1:16:18	いう。
1:16:31	管理区域の、
1:16:43	ちょっと平井さんもう1回、規制庁の方で平出さんもう1回ちょっとなんで、管理区域内っていう言葉から作業環境中のっていう言葉に変更したらもう1回ちょっといいです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:55	はい。原子力機構の白井です。
1:16:59	管理区域内という説明よりも、その作業環境中外、やっているものをやる場所での線量率とかを監視するっていうふうに監視対象を、
1:17:14	作業する場所というふうな形に変更したい。
1:17:17	そちらの方が明確化されるということで、今回、その期待の明確化を行っております。だから、
1:17:25	作業環境中のといった方が、その
1:17:29	作業してる場所っていう、
1:17:31	表すのにちょっとふさわしいっていうか、
1:17:35	言葉ってことかな、管理区域内って言っちゃうと、
1:17:39	その間中変な言い方か、その作業してないところの管理区域。
1:17:44	そんなことないのかわかんない。
1:17:46	そう。
1:17:50	作業をしている場所の方を監視してるんですよっていうことを、もう右側したいわけですね。
1:17:57	はい。その通りになります。
1:18:18	わかりましたちょっととりあえずはわかりました。ありがとうございます。
1:18:25	そしたらやったら次は、どうしよう、ワンステップの申します。保安規定の方に、保安規定との基準の方に行きますか。
1:18:36	どちらでもいいどちらでもバックエンドの別掲の方の、お願いします。
1:18:43	じゃ、
1:18:44	安保決めていいのかワンステップの方の
1:18:48	保安規定との基準の
1:18:50	整理表の方お願いしていいですか。
1:19:04	はい。原子力機構の平井です。続けて審査基準との整理表の説明に移ります。
1:19:13	次のページいきましたませ
1:19:16	使用規則第2条の12、第1項の第1号から4号までは省略させていただきます。はい。第5号の5ポツですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:27	核燃料物質の使用前及び使用周知方法に確認すべき事項、取り扱いに必要な事項について定められていることとしまして、使用前及び使用後ということで
1:19:39	同時使用の話です。わかりました事業のことを確認します。はい。あとは、1F 燃料デブリの合計量が、取扱数量を超えてはいけないというところを3で確認しております。はい。
1:19:52	で、同じく使用の制限のところ、
1:19:55	受け入れする際に、1F 燃料デブリの総量が、年間予定使用量ですね、最大存在量を超えないことを確認いたします。
1:20:05	また、
1:20:06	下で同じように売上払い出しするときに、
1:20:10	払い出し廃棄をする10燃料の放射エネルギーと、使用済み燃料各1F燃料デブリを含む放射エネルギーの場が年間予定使用量を超えないことを確認しております。はい。
1:20:23	で次のページに移りまして、こちら先ほど同じ部分になるのですが、核燃料物質の取扱数量の、
1:20:30	ところでHL燃料デブリを含むというような記載が追記しております。
1:20:35	はい。
1:20:37	次のページに移りましてこちら、題は、第8表ですね、別表第8のところ、
1:20:45	年間予定使用量が1燃料デブリを含むというような設計をしております。
1:20:52	次に移りまして、第6号から9号までは省略いたします。
1:20:58	すいませんところ8号ですね。
1:21:00	9号は下にあります。
1:21:03	はい。はい。
1:21:06	ショウリヤク8号までで第9号としまして、放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法としましては、放射能放射線測定器、
1:21:16	カッコ本質管理用測定器及び放射線ステッキを含む以下同じです。
1:21:24	こちらの種類、所管課長、数量及び機能の維持を維持の方法、並びにその使用方法ですね、測定及び評価の方法も含むことが定められていることとしまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:36	先ほど説明しました通りダストモニターとガンマ線エリアモニター、室内ダストモニターのγ線エリアモニターについて、作業環境中のというふうに、
1:21:44	測定目的を提示してるような形になります。はい。
1:21:50	で次に移りまして項目第 10、第 10 号ですね、第 10 号の核燃料物質の払い受払い、運搬チョウゾウ等のところで、
1:22:01	このマークしている貯蔵施設における貯蔵権が定められていることをするところで第 19 条の貯蔵のところで、同時使用、同時収納ですね、こちらの件とあとは一部燃料デブリ、
1:22:15	を含む件について記載しております。
1:22:18	最後のページに移りまして、
1:22:21	こちらも別表第 9 例、最大収納量等で町道の話になりましてこちら使用済み燃料の中に一部燃料デブリが含まれるというような記載をお聞きしております。
1:22:32	以上になります。はい、わかりました。
1:22:36	あのモニターの規制庁のホンダですけどモニターのところでは、
1:22:42	放射線
1:22:44	放射線、
1:22:47	放射線測定機器っていう、別表のね名前がそうなってるから、
1:22:53	間違いはないんだろうけど、
1:22:54	あれなんですかその第 7 号で、監視設備っていう、
1:23:00	排水管施設排気監視設備のこともちょっと書いてあるんだけど、これ、
1:23:05	出ないのは何か。
1:23:07	監視設備ではないんですか。もう 1 阪神あれですかその最終的なところのこと。
1:23:12	はい聞い設備の監視員になりますとその上にある排気孔ダストモニターで廃校になるので。だから、あくまでもっと下流の、
1:23:23	上流というのが下流っていうか、もっともっと現場に近いですね。
1:23:29	話になります。だから、本当まさにエリアの、
1:23:33	モニターだから、
1:23:34	放射線測定器っていう整理。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:37	はい。そのような形になってます。わかりました。ありがとうございます。
1:23:45	じゃあちょっとこの先の8号って、ちょっと。
1:23:49	修正してもらっていい。
1:23:51	わかりました。修正いたします。
1:23:53	申し訳ありませんでした。いえ。
1:23:57	最後の、
1:23:58	ちょっとあんまりこれは最後の、その確認すか。
1:24:03	否定すべき事項の確認表であんまりこう、説明事項はないのかもしれないけどちょっとザッと。
1:24:08	いいです。
1:24:09	はい。
1:24:10	こちら、確認のところで主要施設等の操作の部分で、左側にある通り、一部、主任技師と2の同時使用の話。
1:24:22	があります。またその下のところで、これも同じ説明になってしまうんですが、燃料デブリの記載の追加となります。こちら音程の補償のところで、
1:24:33	次15条のところで、一部燃料デブリですね、こちらの記載を追加しております。
1:24:40	ダイエー、
1:24:42	次のところに移りまして先ほどの同じ9条9号のところで、管理対象の明確化としまして、別表第11を変更しています。
1:24:53	10条の運搬のところで同時使用貯蔵ですね、老人情報を行わないこと、土肥久保木に収納しないことと、一部燃料デブリの記載の追加を行っております。
1:25:04	以上になります。はい、どうぞ。
1:25:16	えっと、
1:25:18	ワーストFの規制庁のホンダですけどはスペックの説明をとりあえず一通り以上ですか何か規制庁からありますでしょうか。
1:25:29	規制庁高橋です。とりあえず大丈夫です。はい。
1:25:34	規制庁のホンダですそしたら、ベッキーの方の、
1:25:38	説明をまた資料の順番お願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:45	はい、原子力機構別記技術課の盛田でございます。それでは説明始めさせていただきます。
1:25:52	まず1ページ目ですね、こちら変更ございませんので次のページお願いします。
1:25:57	こちらですね、左側が保安規定の方で別表第1-2となっております、右側がですね、許可の方の、
1:26:06	表になりまして表2-1の(4)ですかね、という形になっております基本的にこの右側の許可の表を、
1:26:15	左側の保安規定に反映したというところで変更点はこの赤字のところですね。はい。グループAの中の使用済み燃料これは許可の通り、
1:26:25	追加してますという形になります。
1:26:28	次のページっていただきまして、こちらも同様です。同じように許可の右側の表を左側に反映してますと、C-1とC-2というところですね、こちらの部分反映しております。
1:26:43	また次のページで開きまして、
1:26:46	こちらも同様です。ただ設備がフードになっただけでして、フードA遺産とくど15の部分を反映しております。
1:26:54	次のページはなしですね。さらに次のページ。
1:26:58	こちらも同様です。実験室3というのを許可で追加しましたので、左側の保安規定にも追加しております。
1:27:10	はい。
1:27:11	これで終わりですね。はい。
1:27:14	許可との整合は以上になります。
1:27:17	いや、いや、じゃ、そのままじゃ審査基準は、
1:27:22	はい、原子炉訪問でこのまま審査基準の方が説明させていただきます。
1:27:26	こちら、先ほどはステップと同様にですね、使用規則第2条12第1項第5号、使用施設等の操作、このうちですね、5ポツ、
1:27:37	CEO及びCOOに確認すべき取り扱い必要な事項として先ほど同様の表ですね、そしてグローブボックス、A-10使用済み燃料を追加しております。
1:27:48	次のページっていただきまして、同じところですね、同じ上程が来ております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:54	次のページも同様ですね古野さんと風土後追加しており、
1:27:59	次のページ、日経資産同様に追加して、
1:28:04	それ以後、特に記載するものありません。
1:28:09	生徒の方でそこでちょっと実験、
1:28:13	施設のホンダですけど実験室 3 床丸々江南追加された形なんだけど、
1:28:20	何か、
1:28:21	規定で、
1:28:23	既許可既認可の規定でフェイスさんのことを特に、
1:28:29	盛り込むというか、
1:28:32	規定する条文ってのは何なんでしょうか。
1:28:37	はい。議事録ヒコウの盛田です。これ、使用の場所にですね。はい。
1:28:43	下に記載の通り実験室ほかにもあるんですけども、こちらも同様ですね、基本的にこの使用のする場所として、この表を追加するだけという形になっております。
1:28:59	あと指標の場所として登場するのは別、別表の 1 シリーズでしかないの で、
1:29:05	ここに出しておけば、もう、
1:29:08	どの C C O 場所エントリーされてる小場所ってのはもう全部、
1:29:12	確認されるというか、もう、
1:29:14	どうですかね。
1:29:16	はい、原子力機構モリタです。その通りでございます。あとはちょっと 条文についてはそれぞれ網羅的な条件を付しております。
1:29:27	設備の詳細はこういった表でご説明していくという形になっておりま す。はい。
1:29:34	はい、じゃあ、続けてお願いします。
1:29:41	F a c e べき事項の確認表でございまして、間野戸次ちょっとあのすべ て一応記載はしているんですけど、今回の文書が、
1:29:53	次のところですかね。
1:29:57	ここですね、
1:30:00	追加というはい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:04	はい。先ほどのご説明の通りですね、この別表 2、先ほど使用済み燃料ですとか、プルトニウムですとか、そういったのを追加しておりますというご説明になります。はい。
1:30:21	野辺規制庁の方でベッキーの方は層厚非常にわかりやすい変更でまさに、
1:30:29	ご説明の通りフードとか、
1:30:32	グローブボックスで使える。
1:30:34	数量の変更とか各種の追加とかあと使用場所の追加ってということで、
1:30:39	別要素の通りこのまま。
1:30:42	移せば、
1:30:44	済むということ。
1:30:45	の変更だと理解してますんで、
1:30:49	特に戸次については特に
1:30:51	この場では確認することは、事項は特にございません。
1:31:00	規制庁参加規制庁から何かございますか。
1:31:08	規制庁高橋です。特にないです大丈夫です。
1:31:17	わかります。
1:31:19	いいですか。郷宮岡さん。
1:31:23	衛藤規制庁から特に今日の面談で確認とか質問事項はもうこれで、
1:31:31	終わりましたので、何か現象機構さんからありますか。
1:31:39	I A、
1:31:41	原子力機構の椎名です。私たちからは僕にコメントはないんですけども、先ほど一部ちょっと
1:31:50	辻田資料でペイする場所があったので、こちら、
1:31:56	それを、
1:31:58	はい。いたします。
1:32:00	いたします。はい。以上です。
1:32:06	わかりました。それでは特に伊勢金元職長さんからも、特に
1:32:12	ないということなので、それでは
1:32:16	原子力
1:32:18	機構の原価、原子力科学研究所のですね

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:21	原子炉施設に係る保安規定の変更認可申請と、
1:32:26	使用施設に係る保安規定の変更認可申請についての面談これで終了いたします。どうもありがとうございました。
1:32:33	思います。じゃ、録音止めす。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。